

# 実在の事業者や公的機関をかたる 架空請求に注意しましょう

## 相談事例

「携帯電話に大手事業者の名前で有料動画の未納料金を知らせるメールが届いた。連絡をしないと法的手続きに移行すると書かれているが、身に覚えがない。」

「公的機関のようなところから消費料金に関する訴訟のハガキが届いた。訴訟を取り下げるには期限までに連絡をしなければならぬと書かれているが、どうしたらよいか。」



## 消費生活センターから

### ○不審な相手には連絡をとらない

実在の事業者や公的機関をかたる架空請求が増えています。架空請求の手法は、ハガキ、メール、SMS（※）など様々です。**相手の名前に聞き覚えがあっても、安易に信用してはいけません。**消費者の不安をあおる目的で「法的手続きをとる」「訴訟のお知らせ」などという言葉が記載されていることがありますが、**あせって連絡をせず、無視しましょう。**連絡をすると、さらに個人情報を取得され、執拗に支払を請求されることになります。

### ○根拠のない支払請求には絶対に応じない

事例のような架空請求は**不特定多数の人に送られているもので、支払義務は一切ありません。**支払方法として、**コンビニなどでギフト券を購入し番号を伝えるよう指示されることがありますが、これは典型的な詐欺の手口です。**一度お金を払ってしまうと、返金は非常に困難です。身に覚えのない請求には絶対に応じてはいけません。

### ○トラブルを解決するという事業者に注意

「架空請求のトラブルを解決します」というサイトの広告にもご注意ください。連絡をすると、トラブル解決の名目でお金を請求されることがあります。

（※）ショートメッセージサービス。メールアドレスではなく、携帯電話等の電話番号へ短文のメッセージを送るしくみ。

おかしいな、と思ったら消費生活センターへご相談ください

世田谷区消費生活センター

相談専用電話

☎3410-6522

高齢者（65歳以上）消費者被害 相談専用電話

☎5486-6501